令和8年度　クリンクルセンター　維持管理状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づき、以下のとおり公表します。

1．焼却処分した可燃性一般廃棄物の処理量について

単位：t

ごみ焼却量	令和8年									令和9年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A炉	1,050.12	888.57	866.09	1,256.11	500.97	1,591.48							6,153.34
B炉	751.61	853.91	1,042.57	609.05	1,289.18	160.31							4,706.63
月計	1,801.73	1,742.48	1,908.66	1,865.16	1,790.15	1,751.79							10,859.97

2．燃焼室中の燃焼ガスの温度について

単位：℃

燃焼室炉入り口	令和8年									令和9年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A炉	883	878	875	878	876	884							879
B炉	886	888	885	881	880	883							884
平均値	885	883	880	880	878	884							881

※基準値：800℃以上

単位：℃

ろ過式集塵機入り口	令和8年									令和9年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A炉	191	191	191	191	191	191							191
B炉	191	191	191	191	191	191							191
平均値	191	191	191	191	191	191							191

※基準値：おおむね200℃以下

3．排ガス中の一酸化炭素濃度について

単位：ppm

煙突入り口	令和8年									令和9年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A炉	5	5	5	6	6	5							5
B炉	5	4	6	6	5	5							5
平均値	5	5	6	6	6	5							5

※基準値：100ppm以下

4．冷却設備及び排ガス処理施設に堆積したばいじんの除去について

	主な除去方法及びその時機（A炉、B炉ともに同一方法）
冷却設備	沈殿灰を下部ホッパより払い出し、焼却炉内に戻し（運転中常時）
排ガス処理設備	ろ過式集じん器で逆洗パルスエアにより払い落とし、下部ホッパから払い出し（運転中常時・自動）

5．煙突入口における排ガス中のばい煙濃度及びダイオキシン類濃度について

※一般項目は年2回、ダイオキシン関係は年1回の測定となります。各項目は測定結果が判明次第お知らせいたします。

※一般項目：硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素化合物

※ダイオキシン関係：ダイオキシン類、一酸化炭素

		A炉	B炉	基準値	備考
排ガスを採取した年月日	（一般項目）				自主規制値 （空欄は、自主規制なし）
	（ダイオキシン関係）				
測定結果の得られた年月日	（一般項目）				
	（ダイオキシン関係）				
硫黄酸化物排出量	（㎥N/h）			K値規制　17.5	100 ppm
ばいじん濃度	（g/㎥N）			0.08以下	0.05以下
塩化水素濃度	（mg/㎥N）			700以下	－
窒素酸化物濃度	（ppm）			250以下	－
ダイオキシン類濃度	（ng-TEQ/㎥N）			1以下	0.1以下
一酸化炭素類濃度	（ppm）			100以下	－